6章

個人情報の取り扱い

保護と活用で安心社会
私たちの暮らしと個人情報の保護

「個人情報」とは？

生存する個人に関する情報で、氏名、生年月日、その他の記述により特定の個人を識別することのできる情報を個人情報といいます。

また、独断では誰の情報か分からなくても、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの（例えば、学生の学籍番号や医療カルテのナンバーなど。）も個人情報です。

個人情報の「保護」も「適切な活用」も共に大切です。

平成17年4月に「個人情報の保護に関する法律」が全面施行されました。それを契機に、個人情報保護に関する意識が高まり、事業者の取組も進んできていますが、いまだに個人データーが流出するなどのトラブルも多く、個人情報については、より一層の適正な取扱いが求められています。

その一方で、法律の趣旨が正しく理解されずに、学校や自治会での名簿の作成が中止されたり、災害時に個人情報の提供が行われないなど、過剰ともいえる反応もあるようです。

個人情報は悪用されないよう「守る」ことも大切ですが、同時に、保護と活用のバランスが大切です。もう一度、私たちの個人情報の「保護」と「適切な活用」について考えてみましょう。

個人情報保護法と条例

個人情報保護法ってどんな法律なの？

個人情報の保護に関する法律は、「個人情報の有用性の配慮」しつつ、個人情報をきちんと守って「個人の権利利益を保護する」という基本理念のもとに、個人情報取扱事業者の義務など、一定のルールを定めたものです。

埼玉県の条例は？

埼玉県では、個人情報を取り扱う際の具体的なルールを定め、個人の権利利益を保護するため、平成6年に埼玉県個人情報保護条例を制定しました。その後、法律の趣旨を踏まえて全面改正し、平成17年4月から施行しています。

市町村では？

各市町村では、独自に個人情報保護条例を定めています。それぞれの市町村の担当部局でご確認ください。

「個人情報取扱事業者」と「特定事業者」

個人情報保護法で定められている「個人情報取扱事業者」とは、過去6か月以内に5,000人分を超える個人情報を、紙媒体・電子媒体を問わず、データベース化してその事業活動に利用している者のことです。この個人情報取扱事業者には、個人情報を取り扱うに当たっての最低限の義務が課されています。

※取扱個人情報が5,000人分以下の事業者や、一般私人については義務規定の対象外となります。

1 「個人情報取扱事業者」の守るべきルール

□個人情報の利用目的の特定（法15条）、目的外利用の禁止（法16条）

○個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできる限り特定しなければなりません。

○特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を利用してはいけません。

□個人情報の適正な取得（法17条）、取得時の利用目的の本人への通知等（法18条）

○偽りその他不正な手段によって個人情報を取得してはいけません。

○個人情報を取得した時は、本人に利用目的を速やかに通知するか、又は公表しなければなりません。

○本人から直接書面で個人情報を取得する場合には、あらかじめ本人に利用目的を明示しなければなりません。

□個人データ内容の正確性の確保（法19条）

○利用目的の達成に必要な範囲で、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければなりません。

□安全管理処置（法20条）

○個人データの漏えいや滅失などを防ぐために、必要かつ適切な安全管理処置を講じなければなりません。

□従業員・委託先の監督（法21・22条）

○個人データの安全管理が図られるよう、従業員に対し必要かつ適切な監督を行わなければなりません。

○個人データの取扱を他者に委託する場合は、委託先に対し必要かつ適切な監督を行わなければなりません。

□第三者への提供の制限（法23条）

○あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはいけません。ただし、法令に基づく場合や人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合などには、提供することができます。

□利用目的の通知、開示、訂正、利用停止等（法24－27条）

○保有個人データの利用目的、開示等に必要な手続き、苦情の申出先などについて、本人の知り得る状態にしなければなりません。

○本人からの求めに応じて、保有個人データを原則として開始しなければなりません。

○保有個人データの内容に誤りがあるとの理由で、本人から訂正等の求めがあった場合には、利用目的の達成に必要な範囲以内で、調査し、その結果に基づき訂正等を行わなければなりません。

○保有個人データを不適正に取り扱っていることが判明したときは、本人からの求めに応じて、利用停止等を行わなければなりません。

□個人情報の取扱いに関する苦情の処理（法31条）

○苦情などの申出が合った場合は、適切かつ迅速な処理に努めなければなりません。

○苦情受付窓口の設置、苦情処理手順の策定など必要な体制の整備に努めなければなりません。

こんな場合は義務規定の対象外です。

報道機関が報道活動をする場合、政治団体が政治活動をする場合、宗教団体が宗教活動する場合等には、義務規定は適用されません。ただし、これらの場合でも、個人情報の適正な取扱を確保するため必要な処置を自ら講じるよう努めなければなりません。

国の機関、地方公共団体（県や市町村）、独立行政法人等も除きます。これらの機関の個人情報の取扱いについては、それぞれ別個の法律、条例が適用されます。

2「特定事業者」の守るべきルール

埼玉県個人情報保護条例では、個人情報取扱事業者に該当しない事業者（5,000人分以下の個人情報を取り扱っている比較的小規模な事業者）を、「特定事業者」として位置付けています。個人情報保護のためにこれらの事業者が講ずべき処置については、別途具体的な指針（ガイドライン）が定められています。特定事業者は個人情報保護法の義務規定の対象とはなりませんが、法律の基本理念（第3条）も踏まえ、このガイドラインに定められた措置にできるだけ取り組むことが望まれます。

WEB埼玉県の特定事業者における個人情報保護に関するガイドライン

http://www.pref.saitama.lg.jp/page/kojin-guideline.html

いわゆる「過剰反応」について

1 個人情報は保護も活用も共に大切です。

私たちの生活には、カードでの買物や各種情報サービスなど、個人情報を利用した様々なサービスが欠かせないものになっています。また、地域で一定の個人情報をお互いに共有しなければ、非常時の助け合いや関係機関との円滑な連携もおぼつきません。このように、個人情報の保護を考えるときには、個人情報が、私たち一人一人や社会に、多くの利益をもたらすものであるという側面にも着目する必要があります。

2 法律の趣旨を誤解していませんか？

個人情報保護法が制定されてから、その趣旨が誤解されて、社会生活に必要な個人情報の利用・提供までもがストップされる「過剰反応」とも言われる現象が見られます。個人情報保護法は、個人情報を保護しつつ、例えば緊急時や高齢者の見守りの際には適切に活用し、安心で暮らしやすい社会を目指すためのものです。

3 本人の同意がなくても、第三者に個人情報を提供できる場合（法23条1項・2項）

□法令に基づく場合

例えば…
- ○警察などから、刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会があった場合
- ○弁護士から、弁護士法に基づく所要の弁護士会照会があった場合
- ○基幹統計調査に際し、統計法に基づく照会や協力依頼があった場合

□人の生命、身体又は財産の保護のため必要で、本人同意を得ることが困難な場合

例えば…
- ○大規模災害や事故等の緊急時に患者の家族から医療機関に対して、情報提供依頼があった場合
- ○製品に重大な欠陥があるような緊急時に、メーカーから販売店に対して、顧客情報の提供依頼があった場合

□公衆衛生の向上、児童の健全育成の推進のため特に必要で、本人同意を得ることが困難な場合

例えば…
- ○地域がん登録事業において、地方公共団体から医療機関に対して、がんの診療情報の提供依頼があった場合
- ○児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者が、福祉事務所や児童相談所等に通告する場合定

□国の機関、地方公共団体などに協力する場合

例えば…
- ○税務署等から事業者に対して、任意の顧客情報の提供依頼があった場合
- ○犯罪の防止その他公共の安全と秩序の観点から、警察機関が行う情報収集活動に協力する場合

□同意に代わる措置をとる場合（オプトアウトの要件を満たしている場合）

次の4項目について、あらかじめ、本人に通知（郵便、電話、電子メールなど）するか、本人が容易に知ることができる状態（窓口への掲示・備付け、ホームページの掲載など）にする措置を取った場合、本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供することが可能です。

- ○利用目的（例　緊急連絡網として配布）
- ○提供方法（例　関係者へ配布）
- ○掲載内容（例　氏名、住所、電話番号）
- ○本人の求めにより提供を停止すること

こんなときどうする？　その１

学校で緊急連絡網を作って配るときはどうしたらいいの？

私立学校の場合

私立学校の場合、5,000人を超える個人情報を取り扱っている場合は、法律の義務規定が適用される「個人情報取扱事業者」となります。個人情報の適正な取得や利用目的の通知等のルールを守れば、本人や保護者の同意がなくても名簿の作成は可能ですし、同意を得るなどすれば、これを配布することもできます。

また、これより小規模であれば、義務規定の対象にはなりませんが、名簿の作成・配布に際しては、法律の基本理念（第3条）や、県や各市町村の条例に定められた努力義務やガイドラインにのっとり、個人情報を適切に取り扱わなければなりません。

緊急連絡網やクラス名簿などを作成・配布するときのポイント

１本人の同意等

次のどちらかの手続きを行えば、クラス名簿や緊急連絡網などを配布することができます。

（１）配布する前にあらかじめ本人の同意を得る

例えば、入学時などに、「生徒の氏名、住所など、学校が取得した個人情報については、クラス名簿や緊急連絡網として関係者へ配布する」ことを明示し、同意の上で所定の用紙に住所などを記入、提出してもらうという方法が考えられます。

※全員の同意が得られなかった場合、同意を得られた人のみを掲載した名簿や連絡網を配布することはできます。

（２）同意に代わる措置（オプトアウトの措置）をとる

２名簿の管理と注意喚起

名簿等を配布する際には、印刷は必要部数に限り、配布先でも目的に沿った適切な名簿の利用・保管・廃棄が行われるようにしなければなりません。配布先から部外者に名簿が渡り、営業活動や勧誘等に利用されたりすることのないよう、配布の際には取扱についての注意を促し、名簿の見やすい場所には留意事項を明記するなどの工夫をしましょう。

［名簿に明記する留意事項］　（参考例）

○この名簿に記載された生徒や保護者等の住所・氏名等は、個人情報保護法などによって保護される対象なので、慎重に取り扱わなければなりません。
○名簿に含まれる個人情報をむやみに第三者に知らせたり、営業活動や勧誘など、目的外の利用をしてはいけません。
○名簿の複写及び複製を禁じます。
○名簿を破棄する場合は、断裁するなど、適切、確実に行ってください。　など

公立学校の場合

公立学校の場合は、民間事業者ではありませんので個人情報保護法の適用はありませんが、学校の設置主体（県や市町村）の定める「個人情報保護条例」が適用されます。それぞれの条例の運用等については、各地方公共団体の教育担当部局や個人情報保護担当部局にお問い合わせください。

※国立法人等には、「独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律」が適用されます。

なお、実際には、おおむね上に示した私立学校での取扱と同様の考え方で、緊急連絡網等の作成・配布が可能になると思われます。

こんなときどうする？　その２

自治会等での名簿の作成・配布はどうしたらいいの？

自治会や町内会で、会員が5,000人を超えて「個人情報取扱事業者」となる場合（法律の義務規定の対象となる場合）は少ないと考えられますが、義務規定の対象外であったとしても、法律の基本理念（第3条）に沿って、個人情報を適切に取り扱うことが必要です。

また、埼玉県個人情報保護条例や各市町村の条例にも、努力義務やガイドラインが定められていますので、これらにも注意が必要です。

いずれにしても、義務規定の適用の有無にかかわらず、一般的には、次に示したような「ポイント」に配慮すれば、名簿の作成や配布が可能となるでしょう。

自治会で名簿を作成・配布するときのポイント

１ルールづくり

名簿の利用目的や掲載項目、本人からの同意の取り方など、利用や作成、管理の方法についてルールを定め、総会や会報などを通じて会員に周知しましょう。

２利用の目的

名簿の利用目的（会員間の連絡など）を定め、それ以外には使わないようにしましょう。また、災害時要援護者の情報などは、一般会員に配布する名簿とは、取扱いを別にしましょう。

３本人の同意

次のどちらかの手続きを行えば、名簿を配布することができます。

（１）配布する前にあらかじめ本人の同意を得る

例えば、個人情報を集める際に、「取得した個人情報は、自治会名簿として会員に配布する」ことを明示して、所定の用紙に氏名・連絡先等を記入、提出してもらうなどの方法が考えられます。

※同意が得られない場合は名簿に載せない、あるいは、同意が得られた項目のみ掲載するなどの対応が望まれます。

（２）同意に代わる措置（オプトアウトの措置）をとる

４名簿の管理と注意喚起

名簿を配布する際には、印刷は必要部数に限り、配布先でも、目的に沿った適切な名簿の利用・保管・廃棄が行なわれるようにしなければなりません。配布先から部外者に名簿が渡り、営業活動や勧誘等に利用されたりすることのないよう、配布の際には取扱いについての注意を促し、名簿の見やすい場所には留意事項を明記するなどの工夫をしましょう。

こんなときどうする？　その３

民生委員・児童委員に個人情報の提供はできないの？

民生委員・児童委員は、法律に基づき、厚生労働大臣の委嘱を受けており、福祉事務所なその協力機関として職務を行う特別職の地方公務員とされています。

民生委員には守秘義務も課せられていますので、その活動を円滑に実施するため、必要な個人情報が適切に提供されることが望ましいと考えられます。

民政委員への個人情報提供についてのポイント

１個人から民生委員への個人情報の提供

個人情報保護法の規制の対象外となりますので、個人情報保護法上禁止されていません。

２市町村等から民生委員への個人情報の提供

それぞれの市町村等が定める「個人情報保護条例」に従い、提供することが可能です。例えば、「明らかに当事者の利益になる場合」や「審判会の承認を得た場合」などには提供できるとする条例もあります。こうした条例の解釈・運用については、各市町村等の担当部局にお問い合わせください。

３個人情報取扱事業者から民生委員への個人情報の提供

民生委員の職務の遂行に必要な個人情報の提供を行うことは、民生委員等が特別職の地方公務員とされているため、第三者提供の制限の例外（法23条１項４号）として、可能と考えられます。

こんなときどうする？　その４

災害発生に備えて、要援護者リストを自治会などで共有することはできるの？

災害時要援護者リスト（地震などの災害時に支援が必要な高齢者、障害者等のリスト）は、市町村の福祉部局等で保有していますが、災害発生時には、自治会による自主防災組織や民生委員等の協力が不可欠です。平時から災害の発生に備えて、これらの関係者の間でリストを共有していることが望まれます。

ただし、そのために本人の同意なく福祉部局等から個人情報を提供する場合には、各市町村等の個人情報保護条例に沿った対応が必要です。

災害時要援護者リストを共有する際のポイント

１市町村等の条例の適用

例えば、条例に「第三者への提供に当たっては、審議会の承認を得る」といった規定があった場合、それを適切に解釈・運用すれば、要援護者情報の関係者間での共有は可能と考えられます。

こうした条例の解釈・運用については、各市町村等の担当部局にお問い合わせください。

２「誓約書」の提出

守秘義務等の課せられていない者（例えば自治会の役員）に対して個人情報を提供する祭には、個人情報を適切に取り扱う旨の「誓約書」の提出を求めるなどの担保処置も重要と考えられます。

個人情報の取扱いなどに関するお問い合わせは

民間事業者が行う個人情報の取扱いについて

まずは、その会社や事業者の相談窓口に御相談ください。
そのほかに、次のような相談窓口があります。

認定個人情報保護団体

※対象事業者に対する個人情報の取扱いに関する苦情や相談などに応じる団体です。国が認定します。

認定個人情報保護団体の一覧（消費者庁）
http://www.caa.go.jp/seikatsu/kojin/ninteidantai.html

各事業分野を所管する国の省庁

各省庁が定めた個人情報の保護に関するガイドライン（消費者庁）
http://www.caa.go.jp/seikatsu/kojin/gaidorainkentou.html

独立行政法人国民生活センター

TEL. 03-5475-3711　［平　日 10：00～12：00、13：00～16：00］

埼玉県消費生活支援センター（川　口）

TEL. 048-261-0999　［月～土（祝日、年末年始の除く）9：30～16：00］

埼玉県消費生活支援センター（川　越）

TEL. 049-247-0888　［月～金（祝日、年末年始の除く）9：30～16：00］

埼玉県消費生活支援センター（春日部）

TEL. 048-734-0999　［月～金（祝日、年末年始の除く）9：30～16：00］

埼玉県消費生活支援センター（熊　谷）

TEL. 048-524-0999　［月～金（祝日、年末年始の除く）9：30～16：00］

個人情報保護法の内容について

個人情報保護法質問ダイヤル（消費者庁）

TEL. 03-3507-9160　［平日 10：00～17：00（12：00～13：00除く）］

消費者庁ホームページ

http://www.caa.go.jp/seikatsu/kojin/index.html

都道府県及び市町村が行う個人情報の取扱いについて

都道府県及び市町村は、それぞれが定める条例によって個人情報の保護にあたっています。これらの条例については、各都道府県、市町村の担当窓口に御相談ください。

埼玉県が保有する個人情報の扱い

埼玉県では、埼玉県個人情報保護条例により、収集、管理、利用、提供における個人情報の適正な取扱いの確保を図っています。

また、県が保有する個人情報については、本人からの開示請求、訂正請求、利用停止請求の各手続が設けられています。これらの手続の詳細は、埼玉県のホームページを御覧ください。

埼玉県（県政情報センター）ホームページ

http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/d04/

狭山市個人情報保護条例

平成15年12月25日
条 例 第 2 5 号

改正　平成21年３月31日　条例第４号

狭山市電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例（平成２年条例第１号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　実施機関における個人情報の取扱い（第３条―第11条）
第３章　個人情報ファイル（第12条・第13条）
第４章　開示、訂正及び利用停止
　第１節　開示（第14条―第29条）
　第２節　訂正（第30条―第37条）
　第３節　利用停止（第38条―第43条）
　第４節　不服申立て（第44条―第46条）
第５章　雑則（第47条―第49条）
第６章　罰則（第50条―第53条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、市の実施機関が保有する個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項を定めるとともに、当該個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって公正で信頼される市政の推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　実施機関　市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

⑵　個人情報　個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

⑶　保有個人情報　実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（狭山市情報公開条例（平成13年条例第17号）第２条第２号に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

⑷　個人情報ファイル　保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

ア　一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ　アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

⑸　本人　個人情報によって識別される特定の個人をいう。

第２章　実施機関における個人情報の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第３条　１　実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令又は条例（以下「法令等」という。）の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

２　実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

３　実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（本人取得の原則）

第４条　実施機関は、個人情報を取得する場合は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、本人から取得しなければならない。

⑴　法令等の規定に基づくとき。

⑵　本人の同意があるとき。

⑶　出版、報道等により公にされていて、適正なものであると認められるとき。

⑷　人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

⑸　争訟、選考、指導又は相談に係る事務に関し、その公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれその他事務又は事業の性質上、本人から個人情報を取得することが当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

⑹　他の実施機関、国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）から個人情報を取得する場合において、実施機関が法令等の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で取得した個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を取得することについて相当な理由があるとき。

⑺　前各号に掲げる場合のほか、所在不明、精神上の障害等の事由により本人から取得することができないとき、本人以外の者から取得することが明らかに本人の利益になるとき、その他個人情報を本人以外の者から取得することについて特別の理由のあるとき。

（利用目的の明示）

第５条　実施機関は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（以下「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得する場合は、次に掲げるときを除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

⑴　人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

⑵　利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

⑶　利用目的を本人に明示することにより、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

⑷　取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（思想等に関する個人情報等の取得制限）

第６条　実施機関は、思想等に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報については、取得してはならない。ただし、法令等の規定に基づく場合又は利用目的を達成するために当該個人情報が必要かつ欠くことができない場合は、この限りでない。

（正確性の確保）

第７条　実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全確保の措置）

第８条　１　実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

２　前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

⑴　実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合

⑵　指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項に規定する指定管理者をいう。）が市の公の施設を管理する業務を行う場合

３　実施機関は、前項各号の業務を行わせるに当たり、当該各号に規定する者との間で締結する契約又は協定において、当該業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のための必要な措置に関する事項を定めなければならない。

一部改正〔平成21年条例４号〕

（実施機関の職員等の義務）

第９条　実施機関の職員又は職員であった者、前条第２項各号の業務に従事している者又は従事していた者その他業務上保有個人情報を知り得た者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

一部改正〔平成21年条例４号〕

（利用及び提供の制限）

第10条　１　実施機関は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

２　前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

⑴　本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

⑵　実施機関が法令等の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

⑶　他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令等の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

⑷　前３号に掲げる場合のほか、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

３　前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する法令等の規定の適用を妨げるものではない。

４　実施機関は、個人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の組織に限るものとする。

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第11条　１　実施機関は、法令等又は前条第２項第１号、第３号若しくは第４号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

２　実施機関は、法令等又は前条第２項第１号、第３号若しくは第４号の規定に基づき、保有個人情報を提供した場合において、提供に係る個人情報の漏えい又は不適正な利用その他の事由により、個人

の権利利益が侵害される危険性があると認める ときは、当該保有個人情報の提供を受ける者から報告を求め、又はその者に対し、必要な調査をすることができる。

3　実施機関は、前項の報告又は調査の結果により、個人の権利利益が侵害され、又は侵害される差し迫った危険性があると認めるときは、通信回線の接続の切離しその他の提供に係る個人情報の保護に関し必要な措置を講ずることができる。

4　前２項の規定にかかわらず、実施機関は、法令等又は前条第２項第１号、第３号若しくは第４号の規定に基づき、保有個人情報を提供した場合において、提供に係る個人情報の漏えい又は不適正な利用その他の事由により、個人の権利利益が侵害され、又は侵害される差し迫った危険性があると認める場合で、その保護のため緊急を要すると認めるときは、直ちに、通信回線の接続の切離しその他の提供に係る個人情報の保護に関し必要な措置を講ずることができる。

第３章　個人情報ファイル

（個人情報ファイル簿の作成等）

第12条　1　実施機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該実施機関は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。個人情報ファイル簿に記載した事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1)　個人情報ファイルの名称
(2)　個人情報ファイルを取り扱う組織の名称
(3)　個人情報ファイルの利用目的
(4)　個人情報ファイルに記録される項目（以下「記録項目」という。）
(5)　個人情報ファイルに記録される対象者の範囲（以下「記録範囲」という。）
(6)　個人情報ファイルに記録される個人情報（以下「記録情報」という。）の収集方法
(7)　記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
(8)　第30条第１項ただし書又は第38条第１項ただし書に該当するときは、その旨
(9)　その他実施機関が定める事項

2　前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1)　実施機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
(2)　専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
(3)　個人情報ファイル簿を作成した個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該個人情報ファイル簿を作成した個人情報ファイルに係るこれらの事項の範囲内のもの
(4)　資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
(5)　前各号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして実施機関が定める個人情報ファイル

3　第１項の規定にかかわらず、実施機関は、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、同項第４号から第９号までに掲げる事項の一部について、個人情報ファイル簿に記載しないことができる。

4　第１項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ない理由により、あらかじめ個人情報ファイル簿を提出できないときは、当該個人情報ファイルを保有し、又は個人情報ファイル簿に記載した事項を変更した日以後、速やかに市長に提出しなければならない。

5　実施機関は、個人情報ファイル（個人情報ファイル簿を作成したものに限る。）の保有をやめたと

きは、遅滞なく市長に対し、その旨を通知しなければならない。

（個人情報ファイル簿の公表）

第13条　市長は、個人情報ファイル簿を公表しなければならない。

第４章　開示、訂正及び利用停止

第１節　開示

（開示請求権）

第14条　１　何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

２　未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

（開示請求の手続）

第15条　１　開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

⑴　開示請求をする者の氏名及び住所

⑵　開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

⑶　前２号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

２　前項の場合において、開示請求をする者は、実施機関が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人（前条第２項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人）であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

３　実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第16条　実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

⑴　法令等の規定により、又は国若しくは県からの指示（地方自治法第245条第１号への指示その他これに類する行為をいう。）により、開示することができないとされている情報

⑵　開示請求者（第14条第２項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第４号、次条第２項並びに第25条第１項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

⑶　開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア　法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第２条第１項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第２項に規定する特定独立行政法人

の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第２条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

⑷　法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア　開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ　実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

⑸　市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

⑹　市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア　監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ　評価、診断、判定、選考、指導又は相談に係る事務に関し、その公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれ

エ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

⑺　開示することにより、犯罪の予防又は捜査、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずると認められる情報

一部改正〔平成21年条例４号〕

（部分開示）

第17条　１　実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

２　開示請求に係る保有個人情報に前条第３号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第18条　実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報（第16条第１号に該当する情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第19条　実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する決定等）

第20条　1　実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。ただし、第５条第２号又は第３号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2　実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第21条　1　前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第15条第３項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2　前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により、同項に規定する期間内に開示決定等をすることができないときは、開示請求があった日の翌日から起算して45日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第22条　開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第１項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

⑴　この条の規定を適用する旨及びその理由

⑵　残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

（理由付記等）

第23条　1　実施機関は、第20条各項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

2　前項の場合において、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が、当該保有個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定の日から１年以内にその全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を開示請求者に通知するものとする。

（事案の移送）

第24条　1　実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2　前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3　前項の場合において、移送を受けた実施機関が第20条第１項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第25条　１　開示請求に係る保有個人情報に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

２　実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

⑴　第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第16条第３号イ又は同条第４号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

⑵　第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第18条の規定により開示しようとするとき。

３　実施機関は、前２項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも２週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第44条及び第45条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第26条　保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書、図画及び写真に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、フィルム及び電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている文書、図画及び写真の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

（開示の特例）

第27条　１　第15条第１項の規定にかかわらず、実施機関が定める保有個人情報について、当該保有個人情報の本人（未成年者又は成年被後見人の法定代理人を含む。）は、当該実施機関が定める簡易な方法により開示を申し出ることができる。

２　実施機関は、前項の規定による申出があったときは、直ちに当該申出に係る保有個人情報について、当該実施機関が定める方法により開示をするものとする。

（手数料等）

第28条　１　保有個人情報の開示に係る手数料は、無料とする。

２　この条例の規定に基づき写しの交付（フィルム又は電磁的記録に記録されているときは、実施機関が定める方法を含む。）を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（他の制度等との調整）

第29条　１　実施機関は、法令等又は実施機関の規則その他の規程の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が第26条に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同条の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示は行わない。

2　法令等又は実施機関の規則その他の規程の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第26条の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

3　市の図書館等において管理されている保有個人情報であって、一般に閲覧させ、又は貸し出すことができることとされているものについては、保有個人情報の開示は行わない。

第２節　訂正

（訂正請求権）

第30条　1　何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第38条第１項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

⑴　開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

⑵　第27条第２項又は第29条第１項の規定により開示を受けた保有個人情報

2　未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

3　訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。

（訂正請求の手続）

第31条　1　訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

⑴　訂正請求をする者の氏名及び住所

⑵　訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

⑶　訂正請求の趣旨及び理由

⑷　前３号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2　前項の場合において、訂正請求をする者は、実施機関が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人（前条第２項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人）であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3　実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第32条　実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する決定等）

第33条　1　実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2　実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨及び訂正をしないこととする理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第34条　1　前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第31条第３項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。

2　前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により、同項に規定す

る期間内に訂正決定等をすることができないときは、訂正請求があった日の翌日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第35条　実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第１項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

⑴　この条の規定を適用する旨及びその理由

⑵　訂正決定等をする期限

（事案の移送）

第36条　１　実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報が第24条第３項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案の移送をすることができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

２　前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

３　前項の場合において、移送を受けた実施機関が第33条第１項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

（保有個人情報の提供先への通知）

第37条　実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第３節　利用停止

（利用停止請求権）

第38条　１　何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

⑴　当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第３条第２項の規定に違反して保有されているとき、又は第10条第１項及び第２項の規定に違反して利用されているとき　当該保有個人情報の利用の停止又は消去

⑵　第10条第１項及び第２項の規定に違反して提供されているとき　当該保有個人情報の提供の停止

⑵　未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

⑶　利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。

（利用停止請求の手続）

第39条　１　利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

⑴　利用停止請求をする者の氏名及び住所

⑵　利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
⑶　利用停止請求の趣旨及び理由
⑷　前３号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

２　前項の場合において、利用停止請求をする者は、実施機関が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人（前条第２項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人）であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

３　実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第40条　実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する決定等）

第41条　１　実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

２　実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨及び利用停止をしないこととする理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第42条　１　前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第39条第３項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。

２　前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により、同項に規定する期間内に利用停止決定等をすることができないときは、利用停止請求があった日の翌日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）

第43条　実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第１項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

⑴　この条の規定を適用する旨及びその理由
⑵　利用停止決定等をする期限

第４節　不服申立て

（審査会への諮問等）

第44条　実施機関は、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、次の各号のいずれかに該当するときを除き、遅滞なく狭山市情報公開及び個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てに対する決定をしなければならない。

⑴　不服申立てが不適法であり、却下するとき。
⑵　決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第46条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保

有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

⑶　決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。

⑷　決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

（諮問をした旨の通知）

第45条　前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

⑴　不服申立人及び参加人

⑵　開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

⑶　当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続等）

第46条　第25条第３項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

⑴　開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定

⑵　不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の決定（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第５章　雑則

（苦情処理）

第47条　実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（実施状況の公表）

第48条　市長は、毎年１回、各実施機関におけるこの条例の施行状況を取りまとめ、公表するものとする。

（出資法人の個人情報保護）

第48条の２　１　市が出資している法人で規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する個人情報の保護のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　市長は、出資法人に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

追加〔平成21年条例４号〕

（委任）

第49条　この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第６章　罰則

第50条　実施機関の職員若しくは職員であった者又は第８条第２項各号の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第２条第４号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、２年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

一部改正〔平成21年条例４号〕

第51条　前条に規定する者その他業務上保有個人情報を知り得た者が、その業務に関して知り得た保有個人情

報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第52条　実施機関の職員が職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第53条　偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、５万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

１　この条例は、平成16年６月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際、現に実施機関が保有している個人情報ファイルについての改正後の狭山市個人情報保護条例第12条第１項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「この条例の施行後遅滞なく」とする。

３　この条例の施行前に改正前の狭山市電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例の規定によりした請求、手続その他の行為については、なお従前の例による。

４　前２項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、実施機関が定める。

（狭山市情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部改正）

５　狭山市情報公開及び個人情報保護審査会条例（平成２年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第１条中「電子計算機処理に係る」を削る。

附則（平成21年３月31日条例第４号）

１　この条例は、平成21年４月１日から施行する。

２　狭山市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第11条を削り、第12条を第11条とし、第13条を第12条とする。

狭山市情報公開条例

平成13年６月28日
条 例 第 １ ７ 号

改正　平成15年12月25日　条例第28号　　平成21年３月31日　条例第３号

狭山市公文書公開条例（平成元年条例第24号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条―第４条）
第２章　公文書の開示等
第１節　公文書の開示（第５条―第19条）
第２節　不服申立て（第20条―第22条）
第３節　公文書の任意的な開示（第23条）
第３章　情報公開の総合的な推進（第24条―第26条の２）
第４章　雑則（第27条―第30条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、公文書の開示に関し必要な事項を定める等情報の公開を総合的に推進することにより、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政への市民参画を促進し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって開かれた市政の一層の推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　実施機関　市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

⑵　公文書　実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア　新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売し、又は頒布することを目的として発行されるもの

イ　図書館、博物館その他の機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

（実施機関の責務）

第３条　実施機関は、市民の公文書の開示を求める権利が十分に尊重されるようこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（利用者の責務）

第４条　この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなけれ

ばならない。

第２章　公文書の開示等

第１節　公文書の開示

（公文書の開示を請求できるもの）

第５条　次に掲げるものは、実施機関に対し、公文書の開示（第５号に掲げるものにあっては、そのものの有する利害関係に係る公文書の開示に限る。）を請求することができる。

⑴　市内に住所を有する者

⑵　市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

⑶　市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

⑷　市内に存する学校に在学する者

⑸　前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

（公文書の開示の請求手続）

第６条　１　前条の規定により公文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）をしようとするものは、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を提出しなければならない。

⑴　氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地）

⑵　公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項

⑶　前２号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

２　実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（公文書の開示義務）

第７条　実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

⑴　法令若しくは他の条例の規定により、又は国若しくは県からの指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第１号への指示その他これに類する行為をいう。）により、公にすることができないとされている情報

⑵　個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア　法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第２条第１項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第２項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第２条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職

務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

⑶　法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア　公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ　実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

⑷　市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

⑸　市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア　監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

⑹　公にすることにより、犯罪の予防又は捜査、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずると認められる情報

一部改正〔平成15年条例28号・21年３号〕

（公文書の部分開示）

第８条　１　実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

２　開示請求に係る公文書に前条第２号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公益上の理由による裁量的開示）

第９条　実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第７条第１号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

（公文書の存否に関する情報）

第10条　実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する決定等）

第11条　1　実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示する日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2　実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第12条　1　前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第６条第２項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2　前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により、同項に規定する期間内に開示決定等をすることができないときは、開示請求があった日の翌日から起算して45日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第13条　開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第１項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

⑴　本条を適用する旨及びその理由

⑵　残りの公文書について開示決定等をする期限

（理由付記等）

第14条　1　実施機関は、第11条各項の規定により開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

2　前項の場合において、実施機関は、開示請求に係る公文書が、当該公文書の全部又は一部を開示しない旨の決定の日から１年以内にその全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を開示請求者に通知するものとする。

（事案の移送）

第15条　1　実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2　前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3　前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第１項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第16条　1　開示請求に係る公文書に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関

は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2　実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

⑴　第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第７条第２号イ又は同条第３号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

⑵　第三者に関する情報が記録されている公文書を第９条の規定により開示しようとするとき。

3　実施機関は、前２項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも２週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第20条及び第21条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

一部改正〔平成15年条例28号〕

（公文書の開示の方法）

第17条　公文書の開示は、文書、図画及び写真については閲覧又は写しの交付により、フィルム及び電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の開示にあっては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

（手数料等）

第18条　1　公文書の開示に係る手数料は、無料とする。

2　この条例の規定により公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（他の制度等との調整）

第19条　1　実施機関は、法令、他の条例又は実施機関の規則その他の規程（以下「法令等」という。）の規定により、開示請求に係る公文書が第17条に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同条の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示をしないものとする。

2　法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第17条の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

3　実施機関は、市の図書館等において管理されている公文書であって、一般に閲覧させ、又は貸し出すことができることとされているものについては、公文書の開示をしないものとする。

第２節　不服申立て

（審査会への諮問等）

第20条　実施機関は、開示決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てがあったときは、次の各号のいずれかに該当するときを除き、遅滞なく狭山市情報公開及び個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てに対する決定をしなければならない。

⑴　不服申立てが不適法であり、却下するとき。

⑵　決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第22条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

（諮問をした旨の通知）

第21条　前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

⑴　不服申立人及び参加人

⑵　開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

⑶　当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第22条　第16条第３項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

⑴　開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定

⑵　不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る公文書を開示する旨の決定（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第３節　公文書の任意的な開示

（公文書の任意的な開示）

第23条　１　実施機関は、第５条の規定により公文書の開示を請求することができるもの以外のものから公文書の開示の申出があった場合は、これに応ずるよう努めるものとする。

２　第18条の規定は、前項の規定による公文書の開示について準用する。

第３章　情報公開の総合的な推進

（情報公開の総合的な推進に関する市の責務）

第24条　市は、前章に定める公文書の開示のほか、情報の提供に関する施策の拡充を図り、市民が市政に関する正確で分かりやすい情報を迅速かつ容易に得られるよう情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

（会議の公開）

第25条　１　実施機関の附属機関の会議（法令等の規定により公開することができないとされている会議を除く。）は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該会議を公開しないことができる。

⑴　この条例による不開示情報が含まれると認められる事項について審議等を行うとき。

⑵　会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められるとき。

２　会議の公開の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（出資法人の情報公開）

第26条　１　市が出資している法人で規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　市長は、出資法人に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

（指定管理者の情報公開）

第26条の２　１　市の公の施設を管理する指定管理者（地方自治法第244条の２第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設を管理する業務に係る情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　実施機関は、市の公の施設を管理する指定管理者に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

追加〔平成21年条例３号〕

第４章　雑則

（公文書の管理）

第27条　１　実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

２　実施機関は、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（公文書の検索資料の作成等）

第28条　実施機関は、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

（実施状況の公表）

第29条　市長は、毎年１回、各実施機関における公文書の開示について、その実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

（委任）

第30条　この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附則

（施行期日）

１　この条例は、平成14年１月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例の規定は、平成２年１月１日（議会にあっては、平成10年４月１日。以下これらの日を「適用日」という。）以後に作成し、又は取得した公文書について適用する。

（経過措置）

３　この条例の施行の際、現にされている改正前の狭山市公文書公開条例（以下「旧条例」という。）第９条の規定による公文書の公開の請求は、改正後の狭山市情報公開条例（以下「新条例」という。）第６条第１項の規定による開示請求とみなす。

４　この条例の施行の際、現にされている旧条例第13条に規定する行政不服審査法の規定による不服申立ては、新条例第20条に規定する同法の規定による不服申立てとみなす。

５　前２項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（適用日前公文書の任意的な開示）

６　実施機関は、適用日前に作成し、又は取得した公文書について、開示の申出があった場合は、これに応ずるよう努めるものとする。

７　新条例第18条の規定は、前項の規定による公文書の開示について準用する。

附則（平成15年12月25日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第７条第２号ウの改正規定中「及び地方公務員法」を「、地方公務員法」に改める部分及び「地方公務員」の次に「並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員」を加える部分、同条第３号の改正規定中「及び地方公共団体」を「、地方公共団体及び地方独立行政法人」に改める部分、同条第４号の改正規定中「及び他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体及び地方独立行政法人」に改める部分、同条第５号の改正規定中「又は他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体又は地方独立行政法人」に、「若しくは他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体又は地方独立行政法人」に改める部分並びに第16条第１項の改正規定中「他の地方公共団体」の次に「、地方独立行政法人」を加える部分は、平成16年４月１日から施行する。

附則（平成21年３月31日条例第３号）

この条例は、平成21年４月１日から施行する。

自治会区域図の参照の仕方

自治会区域図は、124単位自治会のエリアを特定する図面でありますが、この図面が必要となったときは、インターネットに接続するパソコンで狭山市公式ホームページを参照していただくと、自治会区域図がダウンロードできます。

http://www.city.sayama.saitama.jp/kurashi/sumai/jitikai/jichiren11.html

自治協力員名簿の取扱ルールについて

自治協力員名簿については、狭山市個人情報保護条例と狭山市情報公開条例に基づき、自治会連合会事務局が適正な管理をしております。
そのルールは次の通りとします。

【名簿利用上の注意事項】

(1)この名簿は、狭山市の行政関連事務全般に関する業務で必要となる連絡利用を目的に作成した名簿です。

この名簿活用に当たっては上記の目的と自治協力員相互のために利用する以外の利用は禁じます。

(2)名簿配布先は市役所内部組織、行政関連団体、自治協力員とし、それ以外の人の手に渡ることのないよう、取扱いには十分注意してください。

(3)名簿の運用管理については、狭山市個人情報保護条例に基づき、狭山市自治会連合会事務局で、適正な管理をしてまいります。

【発行・問い合わせ先】

狭山市役所　市民部　自治振興課　自治振興担当　　04-2953-1111 内線2512

個人情報保護に関するワンポイント知識

平成17年４月の個人情報保護法全面施行により、個人情報保護についての意識が高まり、事業者の取組も進んできました。その一方で、法の趣旨の誤解から名簿の作成が中止されるなど、過剰ともいえる反応がいまだにあるようです。特に自治会等の地域社会における個人情報の取扱いについては、戸惑いも見られます。　個人情報は、保護と活用のバランスが大切です。あらためて、地域における個人情報の保護と適切な利用について考え、地域力向上に活かしましょう。

狭山市個人情報保護条例の概要　(条例より抜粋)

（利用及び提供の制限）

第10条　１　実施機関は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

２　前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

⑴　本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

⑵　実施機関が法令等の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

⑶　他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令等の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

⑷　前３号に掲げる場合のほか、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

３　前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する法令等の規定の適用を妨げるものではない。

４　実施機関は、個人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の組織に限るものとする。